

中之条町立中之条中学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本会は、中之条町立中之条中学校PTAという。
第2条 本会は、事務局を中之条中学校に置く。

第2章 目的及び活動

- 第3条 本会は、保護者と教職員が協力して研修し、家庭及び学校地域社会における生徒の福祉を増進し、その健全な成長を図ることを目的とする。
第4条 本会は、上記の目的を達成するために、次の活動を行う。
・よい父母、よい教師となるための成人教育に関する活動
・家庭と学校との密接な連携による生徒の健全育成に関する活動
・生徒の安全な生活環境の整備に関する活動
・その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第3章 方針

- 第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1 生徒の教育及び福祉のために活動する。なお、本会と同じ目的をもつ他の団体及び機関とは協力する。
2 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。
3 本会、または本会の名称をもって公職の選挙活動は行わない。

第4章 会員

- 第6条 本会の会員は、次のとおりとする。
・中之条中学校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる者
・中之条中学校の教職員
・この会の趣旨に賛同する者（賛助会員）
第7条 本会の会員は、中之条町PTA連絡協議会及び吾妻郡小中学校PTA連合会並びに群馬県小中学校PTA連合会の会員となる。

第5章 経理

- 第8条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。
第9条 本会の会員は、会費を納めるものとする。なお、会費は1家庭につき月額400円とし、年額を2回に分けて集金する。また、年度途中で転入・転出した場合は、在籍月数に月額を乗じた金額を会費とし、集金・返金する。
第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第11条 本会の会計年度は、会計監査の翌日から始まり、翌年の会計監査当日に終わる。

第6章 組織

- 第12条 総会は、本会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。
第13条 総会は、定期総会と臨時総会とする。
第14条 定期総会は、年度末に開き、次のことを審議し議決する。
・本年度の事業報告及び決算報告
・次年度の事業計画案及び予算案
・本部役員の承認
・会則改正
・その他重要事項
第15条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。
第16条 総会は、会員の2分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立する。なお、その議事は、出席者の過半数で議決される。
第17条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、本部役員・各専門委員会の正副委員長（副委員長はP1人、T1人）をもって構成する。なお、会計監査委員もその職務により運営委員会の構成員とする。

- 第18条 運営委員会は、必要に応じて開き、次のことを審議し議決する。
- ・総会決定事項の運営
 - ・細則諸規定の制定
 - ・具体的事業の決定、予算の配分
 - ・緊急事項の処理。ただし、第13条に抵触する事項は次期総会の承認を要する。
 - ・追加暫定予算の決定
 - ・総会提出議案の作成、検討
 - ・本部役員辞任の承認及び本部役員の補欠選挙の執行
 - ・その他、本会の目的達成に必要なこと
- 第19条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で議決・承認される。
- 第20条 専門委員会は、事業別による本会の執行機関であって、各学年により選出された委員及び教職員を持って構成する。
- 第21条 本会は、次の専門委員会を置く。
- ・広報委員会（会員に親しまれ、家庭教育に役立つような広報誌を発行する）
 - ・健全育成委員会（生徒の健全育成及び事故防止に関する活動を企画し実施する）
 - ・保健体育委員会（生徒及び会員の健康の増進を図り、学校体育活動に協力する）
 - ・家庭教育委員会（会員相互の研修等の場を設け、その積極的な参加を呼びかける）
 - ・学年委員会（学級相互の連絡調整、進路指導その他の学年活動を企画し実施する）

第7章 本部役員

- 第22条 本会は、正会員より次の本部役員を選出する。
- ・会長 1人
 - ・副会長Ⅰ 1人（次年度会長）
 - ・副会長Ⅱ 1人
 - ・事務局 事務局長（教頭）
 - ・書記 P1名・T1人
 - ・会計 P2名・T1人
 - ・顧問 学校長、前会長
- 第23条 会長・副会長・書記（P1人）・会計（P2人）はPTA選挙管理委員会の選出を受け、総会において承認を得る。
- 第24条 本部役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第25条 本部役員に欠員ができたときには、直ちに各学年委員会において補選し、次期総会で承認を得る。なお、欠員で就任した者の任期は、前任者の在任期間とする。
- 第26条 本部役員の職務は次のとおりとする。
- 1 会長は、次の職務を行う。
 - ・総会及び本部役員会、運営委員会を招集し、会議の議長となる。
 - ・他の本部役員の意見を聞いて、専門委員長を委嘱する。
 - 2 副会長は、次の職務を行う。
 - ・会長を補佐する。
 - ・会長に事故あるときは代行する。
 - 3 事務局は、次の職務を行い、事務局はこれを統括する。
 - 4 書記は、次の職務を行う。
 - ・総会及び本部役員会、運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
 - ・記録、通信その他の書類を保管する。
 - ・会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
 - 5 会計は、次の職務を行う。
 - ・総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - ・総会において会計報告をする。
 - ・この会の財産を管理する。
 - ・予算の立案について協力する。
 - 6 顧問は、次の職務を行う。
 - ・会長の諮問に応じる。

第8章 会計監査委員

- 第27条 本会にP2人の会計監査委員を置く。
第28条 会計監査委員は、会長を除く前本部役員の互選により推薦され、総会において承認を得る。
第29条 会計監査委員の任期は1年とする。
第30条 会計監査委員は、本会の経理及び運営を監査する。
第31条 会計監査委員は、必要に応じて随時会計監査を行うことができる。

第9章 個人情報の取り扱い

- 第32条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「中之条町立中之条中学校PTA個人情報取扱規則」に定め適正に運用する。

第10章 細則

- 第33条 運営委員会は、細則を制定し、または改廃することができる。ただし、そのことは次期総会に報告しなければならない。
第34条 本会は、次年度本部役員等の選出にかかわる本部役員選出規定を別に定める。
第35条 本会は、中之条町立中之条中学校に在籍する生徒・保護者及び在職教職員に対する慶弔規定を別に定める。
第36条 本会は、本部役員及び会員が、本校以外での研修や会議等に参加した場合の旅費規程を別に定める。
第37条 本会則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則	平成28年 2月25日	第21条	一部改正
	令和 2年 2月19日	第9条・第11条	一部改正
	令和 4年 2月25日	第20条・第22条・第23条・第25条	一部改正
	令和 5年 2月24日	第23条	一部改正
	令和 6年10月15日	第33条	追加
	令和 7年 2月26日	第9条	一部改正
		第35条	削除

慶 弔 規 程

本会は、第 3 5 条により、中之条町立中之条中学校に在籍する生徒及び保護者並びに在職教職員に対する慶弔規程を次のとおり定める。

- 第 1 条 本校教職員が転退職した時には、記念品を贈る。
- 第 2 条 生徒及び保護者並びに教職員に弔事が生じた時には、会長または代理者が、P T A 代表として会葬に参列し弔慰を表す。なお、事象については全本部役員に連絡を行う。
- 第 3 条 弔事に、次の供物をもって弔意を表す。
 - 1 生花 1 基
 - 2 弔慰金 1 0 , 0 0 0 円
- 第 4 条 前記以外の事象については、その都度、学校職員弔意規程等を参考にしながら本部役員等が相談決定し対処する。
- 第 5 条 災害などの見舞金は、その都度、本部役員等が相談決定し対処する。ただし、お見舞金は 1 0 , 0 0 0 円以内とする。

旅 費 規 程

本会は、第 3 6 条をにより、本部役員及び会員が、本校以外での研修・会議等に参加した場合の旅費規程を次のとおり定める。

- 第 1 条 本部役員及び会員が、本校以外での研修・会議等に参加した場合は、教職員の旅費支給にかかる規則等に準じて、旅費を支給する。
- 第 2 条 日本 P T A 「全国研究大会」または「(各地方)ブロック研究大会」(いずれも県外において開催)に参加した場合は、1 0 , 0 0 0 円を限度として、旅費を支給する。
- 第 3 条 他の研修・会議等の参加については、協議するものとする。

本部役員等選出規程

本会は、第35条の規定により各学年において選出される次年度本部役員及び各専門委員会委員の選出規程を次の通り定める。

第1条 各学年が選出する本部役員の人数は以下のように割り振る。

- ・会長 1名 現年度中学校2年PTA会員（前年度「副会長Ⅰ」承認のみ）
- ・副会長Ⅰ 1名 現年度中学校1年PTA会員
- ・副会長Ⅱ 1名 現年度中学校2年PTA会員
- ・書記 1名 現年度中学校2年PTA会員
- ・会計 2名 現年度中学校1年PTA会員

第2条 本会は、各学年の会員数の状況を踏まえ、本部役員等の選出人数の適正化に努めるものとする。ただし、令和7年度までは、前条のとおりとする。

第3条 本部役員の選出は、次の分担表に基づいて行う。

	年度	
会 長	前年度	副会長Ⅰ（現年度 中学校2年）
副会長Ⅰ	現年度	中学校1年 PTA会員
副会長Ⅱ	現年度	中学校2年 PTA会員
書 記	現年度	中学校2年 PTA会員
会 計	現年度	中学校1年 PTA会員
会 計	現年度	中学校1年 PTA会員

第4条 各専門委員の選出は、次の分担表に基づいて行う。

	1年	2年	3年	合計
広報委員会	2	2	2	6
健全育成委員会	2	2	2	6
保健体育委員会	2	2	2	6
家庭教育委員会	2	2	2	6
合 計	8	8	8	24

第5条 本部役員の選出及び各専門委員の選出方法は、PTA運営委員会で協議・確認し、その同意をもってPTA選挙管理委員会が選出にあたる。
ただし、選出方法に変更があった場合には、PTA会員にその旨を文書で報告・周知する。

第6条 本部役員及び各専門委員の選出後は、直ちに、PTA会員への内示を行う。

附 則 令和 4年2月25日 本部役員選挙改正により「本部役員等選出規程」改正
令和 5年2月24日 第5条 改正
令和 6年10月 1日 第1条 第3条 改正

中之条町立中之条中学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づき中之条中学校 P T A（以下、「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規則に用いる文言の定義は、個人情報保護法に基づくものとする。

(責任者・管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの責任者は P T A 会長とし、管理者は副会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A 役員及び委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

- 2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次に掲げる目的のために利用する。

- (1) P T A 会費等の集金、管理、文書の配付
- (2) その他の文書の配布
- (3) 会員名簿、役員名簿、活動名簿の作成・運用
- (4) P T A 行事等の出席名簿
- (5) 役員等の選考活動
- (6) その他の P T A 活動

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者が保管するものとし、適正に管理し、不要となった個人情報は責任者立会いのもとで、適正かつ速やかに処分する。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人情報の持ち出しを禁止とし、施錠可能な棚に保管する。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する

ことに對して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報に第三者(第11条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次に掲げる項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次に掲げる項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、注意喚起を実施するものとする。

(問題の処理)

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する問題には適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第18条 本会の「中之条町立中之条中学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和 6年 9月11日より施行する。

中之条町立中之条中学校PTA（以下「甲」という。）と中之条町立中之条中学校（以下「乙」という。）とは、中之条町立中之条中学校PTAの事務に関して、次のとおり業務委任契約を締結する。

業務委任契約書

（委任事項）

第1条 甲は、乙に対し、甲の事務のうち下記の業務を委任し、乙はこれを受諾する。

- （1）PTA会費の集金及び督促
- （2）PTA会費の学校管理（通帳での一時保管）
- （3）印鑑、出納簿及び預金通帳の保管
- （4）PTA広報紙、各種PTA関連文書等の作成及び配布
- （5）PTAへの提出物の回収・保管
- （6）役員等の選考活動
- （7）その他、甲、乙協議の上で必要な業務

2 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、都度、甲と乙が協議して定める。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、第三者に対し、委任事項の一部若しくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（報酬）

第3条 この委任契約に関し、乙は、甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も支払わない。また、乙は、甲に対して如何を問わずいかなる報酬も求めない。

（秘密の保持等）

第4条 乙は、委任契約上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は保管する書類等を他人に閲覧、書写又は譲渡してはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、または甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（契約期間）

第5条 本契約期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、甲・乙いずれにおいても、1か月前に相手に通知することにより、本契約を解除することができるものとする。
また、甲・乙いずれからも前記の通知がない場合、契約は自動的に更新されるものとする。

（実施状況の確認）

第6条 甲は、委任業務の実施状況について、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、聞き取りや書類の確認等を行うことができる。

（補足）

第7条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙が協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

委任者（甲） 中之条町立中之条中学校PTA
会長 兵藤 正人 印

受任者（乙） 中之条町立中之条中学校
校長 桑原 武史 印